

## 社会福祉法人会計基準等検討会 開催要綱

### 1. 開催の趣旨

社会福祉法人会計基準は、平成28年の社会福祉法人制度改革の一環として、それまで通知において規定していたものを見直した上で、社会福祉法の委任を受けた厚生労働省令として規定され、社会福祉法人が行う会計処理の根拠として運用されているところである。

一方、人口減少、急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造の変化の中で国民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、これに伴って社会福祉法人に求められる取組みも大きく変化している。

他の法人制度では、それぞれの法人制度に係る会計基準等についての検討の場があることを踏まえ、社会福祉法人会計基準等に関して、本検討会において会計処理にあたっての課題等について検討を行う。

### 2. 主な検討項目

(1) 社会福祉連携推進法人の会計に関すること

(2) 昨年の検討会で課題とされた事項について

① 平成23年の新基準策定時に継続的検討事項とされた項目（社会福祉協議会等）

② 他の法人形態で適用されている会計処理の社会福祉法人会計基準への適用の要否

等

### 3. 構成員等

(1) 社会福祉分野に精通した公認会計士により構成する。

(2) 構成員のうち1名を座長として厚生労働省社会・援護局長が指名する。

(3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

(4) 構成員の任期は、令和4年3月31日までとする。

### 4. その他

(1) 検討会は、厚生労働省社会・援護局長が開催し、庶務は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課において行う。

(2) 検討会の会議、資料及び議事は、原則として公開とする。ただし、座長は、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。この場合において、少なくとも議事要旨を公開する。

(3) 社会・援護局長は、「2. 主な検討項目」の議論に資するため、必要があると認める場合は、座長の承諾を得て、有識者等に協力を依頼することができる。